

再評価書

| | | | | | |
|------|-----------------|------------|---------------------------|---|-----------------------|
| 事業名 | 森林整備事業 | 事業区分 | 森林基幹道経ヶ峰線 | 室名 | 森林保全室 津農林水産商工環境事務所 |
| 事業概要 | 工 期 (下段: 当初) | 平成6年~平成35年 | 全体 事業費 (下段 : 当初) | 3,977百万円(負担率: 国50: 県50: 他0) 旧美里村以外(負担率: 国50: 県32.5: 他17.5) | |
| | | 平成6年~平成30年 | | 3,520百万円(負担率: 国50: 県50: 他0) 旧美里村以外(負担率: 国50: 県32.5: 他17.5) | |

事業目的及び内容

(1)所在地

津市美里町平木地内の長野崎付近の国道163号を起点とし、津市芸濃町河内地内の県道津芸濃大山田線を終点とします。

(2)事業の目的

路網の未整備な経ヶ峰周辺の森林における基幹となる林道として、林業生産性の向上を図ることによって、林業生産活動を活性化させ、森林資源を有効活用するとともに、森林の適正管理を促進し、森林の持つ公益的機能の維持増進を図ることを目的としています。

あわせて、美里町平木地区と芸濃町河内地区を結ぶ地域住民の生活基盤として、またキャンプ場やレクリエーション施設が集まる錫杖湖周辺の観光資源から、眺望のよい憩いの場として利用されている経ヶ峰頂上へのアクセス道として、自然を生かした集客交流産業の活性化を図ることも目的として整備いたします。

(3)全体計画

- ①延長 : 14,000m
- ②幅員 : 5m
- ③事業費 : 3,976,600千円(284千円/m)
- ④事業期間 : 平成6年度~平成35年度(30年間)

(4)利用区域内の森林資源の概要

当該路線の利用区域面積は1,063ha、民有林は874ha、そのうち人工林が744haで、人工林率は85%です。国有林が189haあり、そのうち人工林が157haで、人工林率は83%です。
人工林のうち94%が11~60年生の間伐対象森林です。

事業主体の再評価結果

1 再評価を行った理由

平成16年に三重県公共事業再評価実施要綱第2条に基づき再評価を行いましたが、再評価実施後5年を経過しましたことと併せて、ルート変更による全体計画の変更を行いたいことから再評価を行いました。

2 事業の進捗状況と今後の見込み

(1)事業着手

平成6年度全体計画調査実施、平成7年度より美里側工区から事業を着手。(現在は芸濃側と併せて2工区)

(2)進捗状況(平成20年度末の事業量)

- ①完成延長 : 5,713m(進捗率41%)
- ②事業費 : 1,842,680千円(進捗率46%)

(3)課題

急峻な地形だけでなく、地質が予想外に悪く、現在までに法面保護などに多大な経費がかかったことと、県予算の状況が厳しいことなどから、現在の事業計画期間及び全体事業費での完成は困難な状況です。

(4)利用区域内の森林整備状況

| 期間 | H21調査時点 | | 備考 |
|--------|---------|---------|----|
| | 整備面積 | うち除伐・間伐 | |
| H16~20 | 120ha | 116ha | |
| H21~25 | 139ha | 133ha | |

(5)その他利用区域内の状況

地元の強い要望により、平成21年度に林道中畠線の開設事業が着手されました。将来は経ヶ峰線との接続を前提としており、作業道等と併せたネットワーク化が期待されます。

3 事業を巡る社会経済状況等の変化

(1)周辺環境の変化

- ①平成18年1月1日に旧津市、久居市、芸濃町、美里村など10市町村が合併し「津市」となりました。
- ②津市では、平成20年度を始期とする総合計画を樹立し、間伐等の森林整備により、森林の適正な管理を推進するため、その基盤である林道・作業道の整備を進めることとしています。また、自然に親しむ環境づくりのため、経ヶ峰を通して森林保全に対する市民意識の醸成を促進することとしています。
- ③三重県では平成17年10月に「三重の森林づくり条例」が制定され、平成18年3月には「三重の森林づくり基本計画」を策定し、10年間で8万haの間伐実施を目標に森林整備を推進しています。

4 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、地元意向の変化等

4-1 費用対効果分析

費用対効果は、前回1.25から、今回は1.18へと減少しています。

この原因は、地質が予想外にもろく、現在までに法面の保護などに多大な経費が必要となった事などにより、総事業費が増加したこと等によります。

| | 前回 | 今回 | 増減 |
|-------|-------------|-------------|-----------|
| B(便益) | 4,112,279千円 | 4,746,771千円 | 634,492千円 |
| C(費用) | 3,285,670千円 | 4,011,795千円 | 726,125千円 |
| B/C | 1.25 | 1.18 | △0.07 |

4-2 地元意向

津市では、当地域の適正な森林管理のための林内路網の骨格として、また、災害時における迂回路の確保、経ヶ峰登山を中心とした森林レクリエーション等への多面的な利用に重要な役割を果たすものとして事業の継続を望んでいます。

5 コスト縮減の可能性や代替案立案の可能性

5-1 コスト縮減

地形にあつた波形線形の採用や、路肩の縮減、コンクリート擁壁に替えて補強土壁工を積極的に活用し、土工量及び法面保護工を削減し、コスト縮減を図ります。

5-2 代替案

当林道の利用区域内の森林整備を図る必要があることから、当林道を開設する以外に代替案はありません。

再評価の経緯

《平成16年委員会意見》

- ・林道を活用した林業の振興を図るなかで、生産者側と消費者側の課題及び要望について、総合的に検討のうえ、県として果たすべき役割を明確にし、市場において一層の木材利用が図られるように努められたい。
- ・三重県の森林・林業政策の観点から課題を整理のうえ、今後の森林・林業施策の方向を明確にするよう求めるものである。

《対応状況》

- ・生産者側の課題として、木材の安定供給体制の確立、消費者側の課題として、品質、素性の明らかな県産材の需要拡大があります。これらを解決するため、平成17年度から重点事業として「三重の木を使おう」推進事業、また、平成21年度から後継対策として「がんばる三重の林業創出事業」に取り組んでおります。
- ・平成17年10月に制定された「三重の森林づくり条例」を受け、平成18年3月には「三重の森林づくり基本計画」を策定し、その中の4つの基本方針ごとに数値目標を定めて計画を推進しております。

事業主体の対応方針

三重県公共事業再評価実施要綱第3条の視点を踏まえて再評価を行った結果、同要綱第5条第1項に該当すると判断されるため、コスト縮減と環境配慮に努めながら、早期完成を目指し、事業を継続いたしたい。